



広島県報

定期
第1号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示	地域森林計画の決定	(林業振興室)
告示	地域森林計画の変更	("
公告	県営土地改良事業計画の樹立	(土地改良室)
	市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)	(都市企画室)
	都市計画事業の施行	(都市整備室)
	選挙管理委員会告示	
	不在者投票のできる施設の内容の変更	
	公安委員会告示	
	遊技機の型式の検定の告示	
	人事異動	
	監査委員公表	
	十一月例月出納検査の結果	

告示

広島県告示第一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五條第一項の規定によって、平成十八年十

月十九日付け広島県公告(地域森林計画の案の縦覧)で公告した案のとおり地域森林計画を決定した。

平成十九年一月九日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五條第四項の規定によって、平成十八年十月十九日付け広島県公告(地域森林計画の変更案の縦覧)で公告した案のとおり地域森林計画を変更した。

平成十九年一月九日

広島県知事 藤田雄山

公告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定によって、庄原市所在の東野迫地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七條第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七條第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年一月九日

広島県知事 藤田雄山

一 縦覧期間

平成十九年一月九日から平成十九年一月二十九日まで

二 縦覧場所

庄原市役所

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第一項の規定によって、呉市から、広島圏都市計画道路三・四・九一五号古新開弁天橋線、

三・五・九二六号大新開吉松線、三・五・九三〇号大広中新聞線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年一月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、呉市から、広島圏都市計画公園二・二・九三二号弁天橋公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年一月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成十九年一月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 都市計画事業の種類及び名称
東広島都市計画道路三・三・八号吉行飯田線
- 二 施行者の名称
広島県
- 三 事務所の所在地
東広島市西条昭和町十三番十号
- 四 事業地
事業地
収用の部分
広島県東広島市西条町西条及び吉行地内
- 使用の部分
なし

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十九年一月九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

指 定	施 設	変 更 事 項	変 更 後
病 院 名 称	所 在 地	名 称	名 称
介護老人保健施設 せんだの里	福山市千田町大字千田四〇二二番地	所在地	福山市千田町二丁目五番五号
医療法人社団いわお会 老人保健施設 とやま	広島市安佐南区沼田町吉山九八〇番地一		医療法人社団聖愛会 介護老人保健施設 とやま

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第一号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年1月9日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6S0878	告示の日 (平成19年 1月9日) から3年間	回胴式遊技機	わんぱく パロット トライボ ウケン	岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎 安弘 (三重県松阪市中方町鐘 突2185番地の2)	左 同

6S0923	同上	同上	バーニンググループ30	同上	左同
6S0725	同上	同上	リンダにかけろ1	株式会社銀座 伊藤 二博 代表取締役 伊屋市東区大幸一丁目10番13号)	左同
6P1261	同上	ばちんこ遊技機	CR新世代エグザオンの価値はMF	株式会社ビズアイ 久治 三治 代表取締役 豊谷区深谷三丁目29番10号)	左同
6P1228	同上	同上	CR新世代エグザオンの価値はXF	同上	左同
6P1222	同上	同上	CR新世代エグザオンの価値はVF	同上	左同
6P1200	同上	同上	CR新世代エグザオンの価値はSF	同上	左同
6P1219	同上	同上	CRエグザオンの価値はVJ	株式会社オリンピア 勝也 二 代表取締役 鑓井 東上野二丁目11番7号)	左同
6P1217	同上	同上	CRエグザオンの価値はMJ	同上	左同
6P1250	同上	同上	CRエグザオンの価値はKJ	同上	左同

6P1283	同上	同上	CR超絶合体系D.MH W	株式会社サンセイアール アノドアイ 梅村 義孝 代表取締役 豊谷区丸の内二丁目11番13号)	左同
6P1280	同上	同上	CR超絶合体系D.SH W	同上	左同

人事異動

(収用委員等)

発令年月日

一九・一・一

(再) 任

(新) 任

予備委員

(新) 任

氏名
那須野 徳次郎
土井 一彦
曾山 和彦

監査委員公表

平成十八年十一月二十七日に実施した例月出納検査の結果を次のとおり公表する。

平成十九年一月九日

広島県監査委員
坪川 禮
田邊 直史
高橋 義則
近光 章

11月例月出納検査の結果

平成18年11月27日執行

1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年10月31日現在における平成18年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 (累 計)
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,010,886,820,650	63,145,834,796	38,702,998,321	477,197,258,166	425,918,828,099	51,278,430,067
特 別 会 計	258,736,784,000	5,521,485,765	6,976,771,318	113,436,461,186	69,822,910,492	43,613,550,694
合 計	1,269,623,604,650	68,667,320,561	45,679,769,639	590,633,719,352	495,741,738,591	94,891,980,761

(2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
3,733,640,970	1,387,383,810	1,345,070,806	3,775,953,974

(3) 基金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
158,015,237,968	20,000,000	0	158,035,237,968

2 公営企業会計

平成18年10月31日現在における平成18年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 からの 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事業会計	438,803,526	4,541,922,041	4,534,427,231	19,327,663,551	19,022,677,315	446,298,336
工 業 用 水 道 事業会計	3,215,649,409	260,582,265	105,646,870	1,674,560,499	1,719,588,456	3,370,584,804
土 地 造 成 事業会計	12,606,673,015	135,418,667	122,630,205	14,013,171,506	5,847,712,326	12,619,461,477
水 道 用 水 供 給 事業会計	5,944,860,597	1,037,831,814	821,342,035	10,818,777,977	11,959,249,443	6,161,350,376
公 営 企 業 部 計	21,767,183,021	1,433,832,746	1,049,619,110	26,506,509,982	19,526,550,225	22,151,396,657
合 計	22,205,986,547	5,975,754,787	5,584,046,341	45,834,173,533	38,549,227,540	22,597,694,993